

山梨東部国有林の地域別の森林計画書

(案)

(山梨東部森林計画区)

計画期間 自 平成31年4月1日
至 平成41年3月31日

関東森林管理局

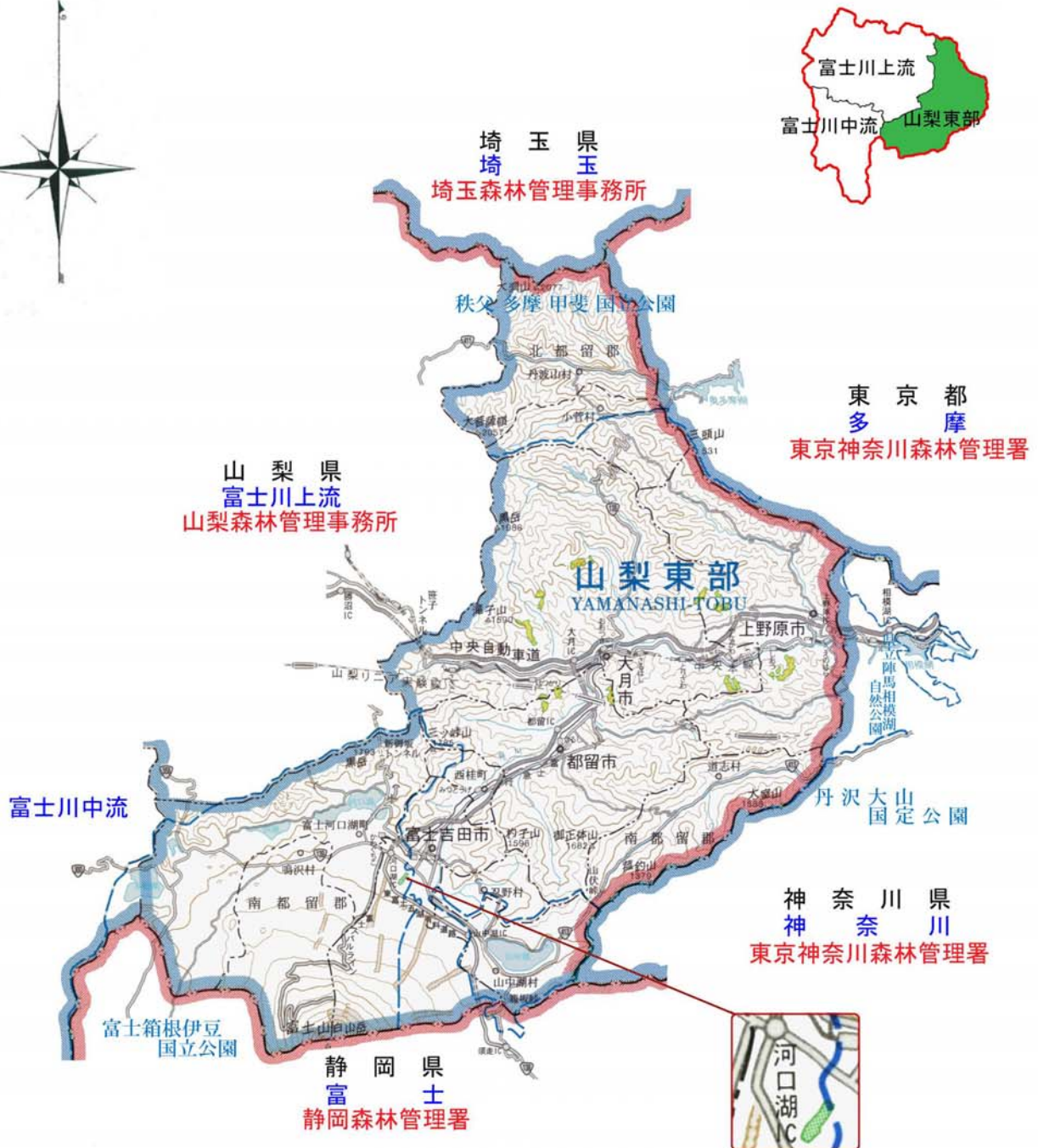
山梨東部国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、山梨東部森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。





この計画の計画期間は、平成31年4月1日から平成41年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ -は、該当がないものである。

山梨東部森林計画区の位置図



凡 例	
	森 林 管 理 署 界
	森 林 計 画 区 界
	国 有 林
	官 行 造 林 地

目 次

I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	5
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	6
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
(1)	森林の整備及び保全の目標	7
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	8
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	10
2	その他必要な事項	10
第3	森林の整備に関する事項	11
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	11
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	11
(2)	立木の標準伐期齢	13
(3)	その他必要な事項	13
2	造林に関する事項	14
(1)	人工造林に関する事項	14
(2)	天然更新に関する事項	15
(3)	その他必要な事項	16
3	間伐及び保育に関する事項	16
(1)	間伐の標準的な方法	16
(2)	保育の標準的な方法	16
(3)	その他必要な事項	16
4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	16
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
(2)	その他必要な事項	18
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	18
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	18
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	18
(3)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	18
(4)	その他必要な事項	18
6	森林施業の合理化に関する事項	19
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	19
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	19
(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	19
(4)	社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針	19

(5) その他必要な事項	19
第4 森林の保全に関する事項	20
1 森林の土地の保全に関する事項	20
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域	20
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	20
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	20
(4) その他必要な事項	20
2 保安施設に関する事項	21
(1) 保安林の整備に関する方針	21
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	21
(3) 治山事業の実施に関する方針	21
(4) その他必要な事項	21
3 鳥獣害の防止に関する事項	22
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
(2) その他必要な事項	22
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	22
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	22
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	22
(3) 林野火災の予防の方針	22
(4) その他必要な事項	23
第5 計画量等	24
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	24
2 間伐面積	24
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	24
4 林道等の開設及び拡張に関する計画	24
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	24
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	24
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	24
(3) 実施すべき治山事業の数量	24
第6 その他必要な事項	25
1 保安林その他制限林の施業方法	25
2 その他必要な事項	25
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	26
別表2 鳥獣害防止森林区域	27
別表3 指定施業要件を定める場合の基準	28
別表4 指定施業要件における伐採の方法	30
別表5 自然公園区域内における森林の施業	31
別表6 史跡名勝天然記念物の森林の施業	32

附属参考資料

1	森林計画区の概況	33
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	33
(2)	地況	34
(3)	土地利用の現況	35
(4)	産業別生産額	36
(5)	産業別就業者数	37
2	森林の現況	38
(1)	齢級別森林資源表	38
(2)	制限林普通林別森林資源表	43
(3)	市町村別森林資源表	44
(4)	制限林の種類別面積	45
(5)	樹種別材積表	46
(6)	荒廢地等の面積	46
(7)	森林の被害	46
3	林業の動向	47
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	47
(2)	林業事業体等の現況	48
(3)	林業労働力の概況	48
(4)	林業機械化の概況	48
(5)	作業路網等の整備の概況	49
4	前期計画の実行状況	49
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	49
(2)	間伐面積	49
(3)	人工造林及び天然更新別面積	49
(4)	林道の開設及び拡張の数量	49
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	49
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	50
(1)	森林より森林以外への異動	50
(2)	森林以外より森林への異動	50
6	森林資源の推移	51
(1)	分期別伐採立木材積等	51
(2)	分期別期首資源表	52

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、山梨県東部に位置し、相模川広域流域に属している。

北は埼玉県の埼玉森林計画区、西は富士川上流森林計画区及び富士川中流森林計画区、南は静岡県の富士森林計画区、東は東京都の多摩森林計画区及び神奈川県の神奈川森林計画区に接しており、4市2町6村を包括している。

計画の対象となる国有林は、富士吉田市、また公有林野等官行造林地は、都留市、大月市、上野原市に所在している。

当計画区の森林面積は107千haで、山梨県総面積の24%を占めている。このうち、国有林は、521ha（うち官行造林地面積は507ha）であり、森林面積の0.49%に当たる。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の主な山系は、富士山を頂点とする富士火山地、神奈川県と接する丹沢山地^{たんざわ}、埼玉県及び東京都と接する秩父山地^{おおむろやま}から構成されている。

主な山岳は、富士山（3,776m）、丹沢山地の大室山^{おむろやま}（1,587m）、奥多摩山系^{くもとりやま}の雲取山（2,017m）、奥秩父山塊の大菩薩嶺^{だいぼさつれい}（2,057m）等がある。

国有林は、富士五湖の一つである山中湖の北西部、相模川の支流である桂川^{かつら}の両岸にそれぞれ位置しており、国有林の一部が富士箱根伊豆国立公園に指定されている。

(イ) 水系

当計画区の主な水系は、富士山を源とする相模川の支流である桂川、丹沢山系を源とする道志川^{どうし}等の水系からなり、それぞれ相模湾、東京湾に注いでいる。

これらの河川は地域住民の生活用水や下流都市部の水源として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

富士火山地は、火山岩の玄武岩類からなっている。丹沢山地は、新生代第三紀の砂岩、礫岩等からなり、秩父山地は中生代の砂岩、礫岩等からなっている。

(イ) 土壌

土壌は、火山抛出物未熟土からなる富士火山地を除いて褐色森林土が広く分布している。また、一部に火山灰を母材とする黒色土が見られる。

ウ 気候

当計画区の気候は寒暖の格差の大きい内陸型気候に属し、夏季は高温、冬季は寒冷な気

候であり、特に富士山周辺では、冬季に積雪と凍結がある。平均気温は12℃前後、年間降水量は1,400mm程度である。

エ 森林の概況

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

(ア) 人工林

当計画区の国有林における人工林面積は478haで、森林面積の92%を占め、樹種別には、ヒノキ30%、スギ21%、カラマツ17%、アカマツ14%、広葉樹18%となっている。

齢級配置は、IX齢級以上（41年生～）が100%となっており、高齢級の林分が多くなっている。

一般的にスギ、ヒノキの生育は良好であるが、アカマツ、カラマツは中庸である。

これら人工林のうち、良質な木材として有効活用することが困難な林分についても、適切な森林整備を実施し、国土保全、水源涵養機能の維持向上のため、健全な森林状態を図ることが求められている。

(イ) 天然林

当計画区の国有林における天然林の面積は27haで、そのほとんどが、198年生以上のアカマツで構成されている。

これら天然林のアカマツは、平成25年6月に世界文化遺産に登録された富士山の構成資産である吉田口登山道の後背地に位置している。

この希少なアカマツ林を将来にわたり維持・保全していくため、民有林と国有林が連携して松くい虫被害防除を積極的に進めていくこととしている。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は、181千人（平成27年国勢調査資料による）であり、山梨県総人口の22%を占めている。

就業者人口は、89千人で、産業別の就業者割合は、第1次産業が2%、第2次産業が35%、第3次産業が62%、分類不能1%となっており、第3次産業の比率が高い状況である。

イ 土地の利用状況

当計画区の総面積131千haのうち森林が82%（117千ha）を占めており、水源の涵養、災害の防止、生活環境や生物多様性の保全、木材の供給等において森林が重要な位置を占めている。また住宅地等が3%、農地が1%、その他が11%となっている。

ウ 交通網

当計画区の交通網は、JR中央本線が計画区中央を東西に、富士急行線が計画区中央と南部間を走っており、道路については、中央自動車道、東富士五湖道路や国道20号、139号、413号の各線があり、JR沿線の交通網は発達しているが、山間部は地形が急峻で交通網の整備は遅れている。

エ 地域産業の概況

当計画区の産業は、建設業、製造業を中心とする第2次産業、卸売小売業、サービス業を中心とする第3次産業の就業者数が97%以上を占めており、富士吉田市を中心とした地域においては、富士山麓を利用したレジャー産業が、大月市を中心とした地域においては、首都圏からの利便性を利用した商工業が、また、山岳地帯においては農林業が主体となっている（平成27年国勢調査資料による）。

オ 林業・林産業の概要

山梨県では、平成24年3月に、「森林づくり」「産業づくり」「山村・人づくり」を3本の柱とした「やまなし森林・林業再生ビジョン」を策定し、木材の供給と利用に関する目標及び施策や、林業・木材産業分野における目標及び施策を設定して、担い手の育成確保、木材利用及び木材産業の再生に取り組んでいる。また平成27年12月に従来の製材や集成材に加え、新技術の導入などにより県産材の需要拡大を図っていく「材」、木質バイオマス資源を熱利用や発電のための燃料として積極的に利用していく「エネルギー」、森林空間を多様なレクリエーションや交流の場として活用し、新たな事業創出に繋げていく「場」の3つのキーワードごとに、基本方針、施策の方向性を示した新たな「やまなし森林・林業振興ビジョン」を策定した。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5カ年分（平成26年度～平成30年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（平成30年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐は、松くい虫の被害対策をした結果である。

官行造林の皆伐を見込んで計画したが、契約延長を行った結果、伐採を実行しなかった。

単位 材積：m³ 面積：ha

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量 (間伐面積)	64,215	— (—)	19	— (—)

（2）人工造林及び天然更新別面積

該当なし。

（3）林道等の開設及び拡張（改良）の数量

該当なし。

（4）保安林の整備及び治山事業の数量

該当なし。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階を迎えたといえる。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。この計画の樹立に当たっては、森林の整備及び保全の目標を定めるとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとした。

なお、この計画の樹立に即して、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるよう、配慮することとする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区	分	面	積	備	考
総	数	520.78			
市 村 別 内 訳	富 士 吉 田 市	14.25			
	都 留 市	115.20			
	大 月 市	207.30			
	上 野 原 市	184.03			

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、関東森林管理局東京事務所及び山梨森林管理事務所とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的社会的経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再生林による森林資源の若返りの積極的な推進、針広混交林化及び広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病虫害や野生鳥獣による被害防止対策の推進等を行うこととする。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業の効率化に必要な路網を計画的に整備する一方、天然生林においては管理に必要な最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進めることとする。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

また、山梨県と静岡県にわたる富士山域が平成25年6月に世界文化遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源－」として登録されている。本計画区については国有林が登録地域に含まれており、適切な保護、管理を進めることで自然と景観の保全と利活用に寄与する。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺の森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を図る観点から、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、適切に保育・間伐を実施するとともに、伐採に伴って生じる裸地については、縮小又は分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

さらに、ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上

で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、溪間工や山腹工等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積 : ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	477.87	44.89
	育成複層林	—	—
	天然生林	26.89	12.74
森林蓄積 m ³ /ha		228	258

(注) 1. 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

(1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という）。

(2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という）。

(3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

2. 現況については、平成30年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意の上実施することとする。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による（法令等による制限がある場合はその範囲内）。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図ることとする。
- g アカマツの天然下種更新やコナラ・ミズナラ等のぼう芽更新等による育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施することとする。また、主伐に当たつて、択伐・漸伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、

林分構造等を勘案して行うこととする。スギ、カラマツ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、群状又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（人工林にあつては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- ・ 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成に努めることとする。
- ・ 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

b 漸伐

- ・ 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあつては、おおむね10ha以下とする。また、伐採率は50%以内とする。
- ・ 林地や溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

c 複層伐

- ・ 適切な伐区の形状、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。
- ・ 伐採率は、植栽する下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50%）を確保するため、20～50%を目安とする。
- ・ 上木の伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努めることとする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活

用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施することとする。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項によることとする。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種			
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ 類	そ の 他 広 葉 樹
全 域	40	45	40	50

(注)「その他広葉樹」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、林地生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとし、技術的合理性に基づき次により行うこととする。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽等に努めることとする。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林については、当計画期間では計画していないが、諸被害のため補植等を行う場合は、適地適木を旨とし、造林地の気候、地形、土壌等の自然条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、カラマツ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹等とする。スギ苗木の選定に当たっては、入手できない場合を除き、無花粉スギ、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木とする。加えて、特定母樹から生産される優良種苗の供給体制が構築されることを踏まえ、その苗木の導入を積極的に図ることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図ることとする。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用することとする。

b 植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施することとする。

c 人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、指定施業要件で植栽の下限本数が定められている保安林では、その本数とする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件を踏まえたものとする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1. 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。
2. 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法。
3. ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

- (3) その他必要な事項
特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

- (1) 間伐の標準的な方法
該当なし

- (2) 保育の標準的な方法
該当なし

- (3) その他必要な事項
特になし

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

- (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

- ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

- ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

- (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

- (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

- (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

る。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

具体的には、自然条件等に応じて、広葉樹の導入による針広混交林化等の育成複層林へ導くための施業を積極的に推進するほか、育成単層林へ導くための施業にあつては、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、伐区のモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び自然条件等に応じた長伐期化に努め、公益的機能の維持増進を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進することとする。

具体的には、山地災害の防止や土壌の保全を重視すべき森林については、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、択伐による複層林施業により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林へ導くための施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林へ導くための施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林へ導くための施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林へ導くための施業の推進等に努めるとともに、森林レクリエーション施設と一体となった森林については、快適な森林空間の創出に努めることとする。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

(2) その他必要な事項
特になし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
該当なし。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
該当なし。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(4) その他必要な事項
特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、私有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

さらに、これらの取組に加え、森林経営管理精度（注）を活用した森林整備が円滑に進むよう、国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合、意欲と能力のある林業経営者（経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。）に委託するよう配慮するとともに、関係地方公共団体と連携しつつ経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。）に資する技術の普及に努めることとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、私有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

地域材の需要拡大を図っていくためには、私有林関係者と連携を図り、加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を通じ、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様なニーズに対応した木材の安定供給体制の整備を図ることが重要である。このため、森林の重視すべき機能発揮を促進するための森林整備を計画的に実施することによって得られた木材については、市場機能を活用した委託販売に加え、市場を通さず山土場から直接、製材工場等へ供給する安定供給システム販売を推進するとともに、原木の安定供給に貢献することとする。

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、早生樹等の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組むこととする。

(5) その他必要な事項

特になし。

(注) 森林経営管理制度（「森林経営管理法」（平成30年法律第35号））

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託をするとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する制度。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種)
市町村	地 区			
大月市 [奈良子]	1～3		水源の涵養	水かん 58.66
	計	58.66		
合 計		58.66		

(注) 1. 市町村欄の [] は官行造林地である。

2. 地区欄の数字は林班で、() 書は区域が林班の一部であることを示す。

3. 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

該当する保安林種等	略 称
水源かん養保安林	水かん

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととするが、土石の切取り、盛土等により変更を行う場合には、自然環境に与える負荷を低減させることを念頭に、林地の保全に十分に留意することとする。

また、土地の形質変更の態様、地形、地質等の自然条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を講ずるものとする。その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採とするよう努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進するとともに、保安林として指定する必要がある森林について計画的に指定することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、また近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕著化していることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備及び保安林機能を維持増進するための本数調整伐等の保安林整備を計画的に推進することとする。また、流木対策としては、流木補足式治山ダムの設置や根系の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。その際、土砂流出防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する制限措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理に必要な、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣からの被害を防止するため、捕獲の推進を図るとともに、巡視による現地調査等を実施し、巡視の結果、被害の発生が確認された場合には、防護柵の設置等による鳥獣害防止対策を推進する。その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるとともに、防護柵等の設置に当たっては、設置コストの抑制に努める。

(2) その他必要な事項

特になし。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。松くい虫による被害への対応については、被害予防の観点から薬剤による予防対策を行うとともに、被害木については伐倒駆除を行い、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、国有林における被害は見られないものの、民有林関係者との情報共有を行い早期発見に努めるとともに、被害が確認された場合は民有林と連携した防除対策を講ずることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3（1）イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

また、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を強化することとし、被害が発生した場合は、関係機関等と連携し、効果的な被害対策に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地元自治体との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

林野火災や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、寒風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	50	50	—	50	50	—	—	—	—
うち前半 5 年 分	25	25	—	25	25	—	—	—	—

2 間伐面積

該当なし。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

該当なし。

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

該当なし。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保 安 林 の 種 類	面 積		備 考
		うち前半5年分	
総 数 (実 面 積)	58.66	58.66	
水源涵養のための保安林	58.66	58.66	

(注) 1. 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当なし。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

該当なし。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	総数		58.66	別表3、4 のとおり	
	大月市 [奈良子]	1~3	58.66		
国立特2	総数		14.25	別表5 のとおり	
	富士吉田市	39	14.25		史名天 11.00
史名天	総数		11.00	別表6 のとおり	
	富士吉田市	39	11.00		国立特2 11.00

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

本表に用いた略称

略称	正式名称	略称	正式名称
水かん	水源かん養保安林	史名天	史跡名勝天然記念物
国立特2	国立公園第2種特別地域		

2 その他必要な事項

特になし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		14.25	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
富士吉田市	計	14.25	
	39い～と		

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		14.25	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
富士吉田市	計	14.25	
	39い～と		

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域

該当なし

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面 積
総 数				520.78
市 町 村 別 内 訳	富 士 吉 田 市	ニホンジカ	39	14.25
	都 留 市 [禾 生] [羽根子部落]	ニホンジカ	1～3、5～7 2、3	115.20
	大 月 市 [梁 川] [大 月] [奈 良 子]	ニホンジカ	1～4 1～5 1～3	207.30
	上 野 原 市 [甲 東] [巖] [川 合 部 落]	ニホンジカ	1～5 1 1～6	184.03

別表3 指定施業要件を定める場合の基準

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり

事 項	基 準
3 植 栽	<p>帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗木を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注)「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表4 指定施業要件における伐採の方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養 保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>

別表5 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。

別表6 史跡名勝天然記念物の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
史跡名勝天然記念物	「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)及び同施行令(昭和50年9月9日政令第267号)による。

附 属 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積					森林比率 ②/①×100	
		総 数 ②	国 有 林 (林野庁)		国 有 林 (林野庁外)	民 有 林		
			計画対象内	計画対象外				
総 数	130,925	107,360	521	7	—	106,832	82	
市 町 村 別 内 訳	富士吉田市	12,174	8,502	14	—	—	8,488	70
	都 留 市	16,163	13,519	115	4	—	13,400	84
	大 月 市	28,025	24,079	207	0	—	23,872	86
	上 野 原 市	17,057	13,798	184	3	—	13,611	81
	道 志 村	7,968	7,475	—	—	—	7,475	94
	西 桂 町	1,522	1,301	—	—	—	1,301	85
	忍 野 村	2,505	1,516	—	—	—	1,516	61
	山 中 湖 村	5,305	3,109	—	—	—	3,109	59
	鳴 沢 村	8,958	7,743	—	—	—	7,743	86
	富 士 河 口 湖 町	15,840	11,494	—	—	—	11,494	73
	小 菅 村	5,278	4,958	—	—	—	4,958	94
	丹 波 山 村	10,130	9,868	—	—	—	9,868	97

- (注) 1. 農地：2015年世界農林業センサスによる。
 2. 宅地：平成29年山梨県統計年鑑による。
 3. 区域面積：平成29年全国都道府県市区町村別面積調による。
 4. 農地総数には果樹園が含まれるので、田と畑の計とは一致しない。
 5. 四捨五入の関係で総数は一致しない場合がある。

(2) 地 況

ア 気 候

観 測 地	気 温 (°C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 高 積 雪 量 (cm)	主風の方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
河 口 湖	35.3	-13.3	11.2	1,516.9	143	西北西	
大 月	38.8	-8.6	13.5	1,354.4	—	北東	

(注) 1. 「気象庁気象統計情報」(2013年～2017年)の平均値による。

2. 主風の方向は、最多風向による。

3. 「—」は、観測データなし。

イ 地 勢

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり

ウ 地質、土壌等

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり

(3) 土地利用の現況

単位 面積：h a

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	130,925	107,360	915	176	658	18,677	3,973	
市 町 村 別 内 訳	富士吉田市	12,174	8,502	76	48	17	2,863	733
	都 留 市	16,163	13,519	110	65	38	2,004	530
	大 月 市	28,025	24,079	33	14	11	3,436	477
	上 野 原 市	17,057	13,798	44	7	29	2,804	412
	道 志 村	7,968	7,475	27	6	5	424	42
	西 桂 町	1,522	1,301	7	4	2	142	72
	忍 野 村	2,505	1,516	88	22	48	713	188
	山 中 湖 村	5,305	3,109	23	1	22	1,826	347
	鳴 沢 村	8,958	7,743	105	—	103	684	426
	富 士 河 口 湖 町	15,840	11,494	392	9	373	3,233	721
	小 菅 村	5,278	4,958	4	—	4	304	13
	丹 波 山 村	10,130	9,868	6	—	6	244	11

- (注) 1. 農地：2015年世界農林業センサスによる。
2. 宅地：平成29年山梨県統計年鑑による。
3. 区域面積：平成29年全国都道府県市区町村別面積調による。
4. 農地総数には果樹園が含まれるので、田と畑の計とは一致しない。
5. 四捨五入の関係で総数は一致しない場合がある。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次 産 業	第3次 産 業	
		総 数	農 業	林 業	水産業			
総 数	800,149	4,739	3,357	937	445	393,978	397,675	
市 町 村 別 内 訳	富士吉田市	191,280	639	301	72	266	68,702	121,040
	都 留 市	96,399	382	228	126	28	34,512	61,052
	大 月 市	70,091	272	74	198	0	17,747	51,743
	上 野 原 市	89,720	365	204	140	22	38,719	50,215
	道 志 村	5,117	140	68	72	0	2,824	2,129
	西 桂 町	9,815	47	25	14	9	4,501	5,221
	忍 野 村	195,701	393	375	18	0	178,248	16,141
	山 中 湖 村	21,248	415	314	22	80	3,369	17,364
	鳴 沢 村	18,000	570	516	54	0	10,340	7,005
	富 士 河 口 湖 町	98,644	1,291	1,204	86	0	33,158	63,731
	小 菅 村	2,193	93	6	47	40	815	1,274
	丹 波 山 村	1,942	130	43	87	0	1,043	760

- (注) 1. 平成27年度 市町村民経済計算報告による。
2. 総生産額は帰属利子等を控除した額なので内訳とは一致しない。
3. 四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次 産 業	第3次 産 業	区 分 不 能	
		総 数	農 業	林 業	漁 業				
総 数	89,481	1,703	1,234	426	43	31,019	55,731	996	
市 町 村 別 内 訳	富士吉田市	24,899	268	176	75	17	9,145	15,047	437
	都 留 市	15,349	242	185	48	9	5,498	9,302	299
	大 月 市	11,552	207	114	92	1	3,740	7,486	104
	上 野 原 市	11,542	196	147	46	3	3,802	7,520	22
	道 志 村	944	91	73	17	1	351	495	7
	西 桂 町	2,275	31	19	10	2	969	1,275	—
	忍 野 村	5,046	93	71	22	—	2,603	2,326	22
	山 中 湖 村	2,866	59	28	30	1	622	2,181	4
	鳴 沢 村	1,562	154	128	26	—	472	935	1
	富士河口湖町	12,845	307	269	35	3	3,679	8,758	99
	小 菅 村	348	34	13	15	6	91	223	—
	丹 波 山 村	253	21	11	10	—	47	183	2

(注) 1. 「平成27年国勢調査」による。

2. 分類不能の産業があることから総数と内訳は必ずしも一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		518.00	115	1														
立木地	総数	総数	504.76	115	1													
		針	405.39	108	1													
		広	99.37	7														
	人工林	総数	総数	477.87	111	1												
			針	392.65	104	1												
			広	85.22	7													
		育成 単層林	総数	477.87	111	1												
			針	392.65	104	1												
			広	85.22	7													
		育成 複層林	総数															
			針															
			広															
	天然林	総数	総数	26.89	4													
			針	12.74	4													
			広	14.15														
育成 単層林		総数																
		針																
		広																
育成 複層林		総数																
		針																
		広																
天然生 林	総数	26.89	4															
	針	12.74	4															
	広	14.15																
竹林																		
無立木地		13.24																

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数																	
立木地	総数	総数															
		針															
		広															
	人工林	総数	総数														
			針														
			広														
		育成	単層林	総数													
				針													
				広													
	育成	複層林	総数														
			針														
			広														
	天然林	総数	総数														
			針														
			広														
		育成	単層林	総数													
				針													
				広													
育成		複層林	総数														
			針														
			広														
天然生	林	総数															
		針															
		広															
竹林																	
無立木地																	

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		7.20	2		40.17	9		107.23	30		216.06	48		49.81	9			
立木地	総数	総数	7.20	2		40.17	9		107.23	30		216.06	48		49.81	9		
		針	7.20	2		39.34	9		101.05	29		176.14	45		27.37	7		
		広				0.83			6.18	1		39.92	4		22.44	1		
	人工林	総数	総数	7.20	2		40.17	9		107.23	30		216.06	48		44.55	9	
			針	7.20	2		39.34	9		101.05	29		176.14	45		27.37	7	
			広				0.83			6.18	1		39.92	4		17.18	1	
		育成 単層林	総数	7.20	2		40.17	9		107.23	30		216.06	48		44.55	9	
			針	7.20	2		39.34	9		101.05	29		176.14	45		27.37	7	
			広				0.83			6.18	1		39.92	4		17.18	1	
	育成 複層林	総数																
		針																
		広																
	天然林	総数	総数													5.26		
			針															
			広													5.26		
育成 単層林		総数																
		針																
		広																
育成 複層林		総数																
		針																
		広																
天然 生林	総数														5.26			
	針																	
	広														5.26			
竹林																		
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		9.16	1		36.07	6		25.82	7		0.50							
立木地	総数	総数	9.16	1	36.07	6		25.82	7		0.50							
		針	5.41	1	17.13	5		18.51	7		0.50							
		広	3.75		18.94	1		7.31										
	人工林	総数	総数	6.94	1	29.40	6		25.82	7		0.50						
			針	5.41	1	17.13	5		18.51	7		0.50						
			広	1.53		12.27			7.31									
		育成林	単層林	総数	6.94	1	29.40	6		25.82	7		0.50					
			針	5.41	1	17.13	5		18.51	7		0.50						
			広	1.53		12.27			7.31									
	育成林	複層林	総数															
		針																
		広																
	天然林	総数	総数	2.22		6.67												
			針															
			広	2.22		6.67												
育成林		単層林	総数															
		針																
		広																
育成林		複層林	総数															
		針																
		広																
天然林	天然生	総数	2.22		6.67													
	針																	
	広	2.22		6.67														
竹林																		
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分		20 齡級			21 齡級以上			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数					12.74	4		
立木地	総数	総数			12.74	4		
		針			12.74	4		
		広						
	人工林	総数	総数					
			針					
			広					
		育成 単層林	総数					
			針					
			広					
		育成 複層林	総数					
			針					
			広					
	天然林	総数	総数			12.74	4	
			針			12.74	4	
			広					
		育成 単層林	総数					
			針					
			広					
育成 複層林		総数						
		針						
		広						
天然生 林		総数				12.74	4	
		針				12.74	4	
		広						
竹林								
無立木地								

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

区分			立木地							無立木地等					計			
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外 の土地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
制限林	面積	針	58.83		58.83			12.74	12.74		71.57							
		広																
		計	58.83		58.83			12.74	12.74		71.57				1.34	1.34	72.91	
	材積	針	17,032		17,032			3,945	3,945		20,977							20,977
		広																
		計	17,032		17,032			3,945	3,945		20,977							20,977
	成長量	針	158.2		158.2						158.2							158.2
		広																
		計	158.2		158.2						158.2							158.2
普通林	面積	針	333.82		333.82					333.82								
		広	85.22		85.22			14.15	14.15	99.37								
		計	419.04		419.04			14.15	14.15	433.19					11.90	11.90	445.09	
	材積	針	87,433		87,433			2	2	87,435								87,435
		広	6,620		6,620			399	399	7,019								7,019
		計	94,053		94,053			401	401	94,454								94,454
	成長量	針	892.9		892.9					892.9								892.9
		広	41.3		41.3			0.8	0.8	42.1								42.1
		計	934.2		934.2			0.8	0.8	935.0								935.0
計	面積	針	392.65		392.65			12.74	12.74	405.39								
		広	85.22		85.22			14.15	14.15	99.37								
		計	477.87		477.87			26.89	26.89	504.76					13.24	13.24	518.00	
	材積	針	104,465		104,465			3,947	3,947	108,412								108,412
		広	6,620		6,620			399	399	7,019								7,019
		計	111,085		111,085			4,346	4,346	115,431								115,431
	成長量	針	1,051.1		1,051.1					1,051.1								1,051.1
		広	41.3		41.3			0.8	0.8	42.1								42.1
		計	1,092.4		1,092.4			0.8	0.8	1,093.2								1,093.2

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：h a 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地								無立木地等					計		
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地		計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
富士吉田市	面積	針	1.26		1.26			12.74	12.74		14.00						
		広															
		計	1.26		1.26			12.74	12.74		14.00				0.25	0.25	14.25
	材積	針	250		250			3,945	3,945		4,195						
		広															
		計	250		250			3,945	3,945		4,195						4,195
成長量	針	2.2		2.2						2.2							
	広																
	計	2.2		2.2						2.2						2.2	
都留市	面積	針	75.91		75.91					75.91							
		広	32.20		32.20			1.74	1.74	33.94							
		計	108.11		108.11			1.74	1.74	109.85					2.57	2.57	112.42
	材積	針	21,710		21,710					21,710							
		広	1,902		1,902			49	49	1,951							1,951
		計	23,612		23,612			49	49	23,661							23,661
成長量	針	177.3		177.3					177.3								
	広	9.0		9.0			0.1	0.1	9.1							9.1	
	計	186.3		186.3			0.1	0.1	186.4							186.4	
大月市	面積	針	155.14		155.14					155.14							
		広	36.58		36.58			12.41	12.41	48.99							
		計	191.72		191.72			12.41	12.41	204.13					3.17	3.17	207.30
	材積	針	40,587		40,587			2	2	40,589							40,589
		広	3,238		3,238			350	350	3,588							3,588
		計	43,825		43,825			352	352	44,177							44,177
成長量	針	384.2		384.2					384.2								
	広	21.5		21.5			0.7	0.7	22.2							22.2	
	計	405.7		405.7			0.7	0.7	406.4							406.4	
上野原市	面積	針	160.34		160.34					160.34							
		広	16.44		16.44					16.44							
		計	176.78		176.78					176.78					7.25	7.25	184.03
	材積	針	41,918		41,918					41,918							41,918
		広	1,480		1,480					1,480							1,480
		計	43,398		43,398					43,398							43,398
成長量	針	487.4		487.4					487.4							487.4	
	広	10.8		10.8					10.8							10.8	
	計	498.2		498.2					498.2							498.2	
森林計画計	面積	針	392.65		392.65			12.74	12.74	405.39							
		広	85.22		85.22			14.15	14.15	99.37							
		計	477.87		477.87			26.89	26.89	504.76					13.24	13.24	518.00
	材積	針	104,465		104,465			3,947	3,947	108,412							108,412
		広	6,620		6,620			399	399	7,019							7,019
		計	111,085		111,085			4,346	4,346	115,431							115,431
成長量	針	1,051.1		1,051.1					1,051.1							1,051.1	
	広	41.3		41.3			0.8	0.8	42.1							42.1	
	計	1,092.4		1,092.4			0.8	0.8	1,093.2							1,093.2	

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 2. 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分	市町村			合計
	富士吉田市	大月市		
保安林	水源かん養保安林		58.66	58.66
	土砂流出防備保安林			
	土砂崩壊防備保安林			
	飛砂防備保安林			
	防風保安林			
	水害防備保安林			
	潮害防備保安林			
	干害防備保安林			
	防雪保安林			
	防霧保安林			
	なだれ防止保安林			
	落石防止保安林			
	防火保安林			
	魚つき保安林			
	航行目標保安林			
	保健保安林			
	風致保安林			
計		58.66	58.66	
保安施設地区				
砂防指定地				
国立公園	特別保護地区			
	第一種特別地域			
	第二種特別地域	14.25		14.25
	第三種特別地域			
	地種区分未定地域			
計	14.25		14.25	
国定公園	特別保護地区			
	第一種特別地域			
	第二種特別地域			
	第三種特別地域			
	地種区分未定地域			
計				
都道府県立自然公園	第一種特別地域			
	第二種特別地域			
	第三種特別地域			
	地種区分未定地域			
	計			
原生自然環境保全地域				
自然環境保全地域特別地区				
都道府県自然環境保全地域特別地区				
鳥獣保護区特別保護地区				
緑地保全地区				
風致地区				
特別母樹林				
史跡名勝天然記念物	(11.00)			(11.00)
種の保存法による管理地区				
その他				
合計	(11.00)	14.25	58.66	(11.00) 72.91

(注) () は、他の制限林と重複する面積で外書。

(5) 樹種別材積表

単位 材積：千m³

樹種 林種	材積							
	総数	針葉樹計	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ	その他針葉樹
総数	115	108	26	39	23	20	0	—
人工林	111	104	26	39	19	20	0	—
天然林	4	4	0	—	4	—	—	—

樹種 林種	広葉樹計	
	広葉樹計	その他広葉樹
総数	7	7
人工林	7	7
天然林	0	0

注 四捨五入の関係で、総数に一致しない場合がある。

(6) 荒廃地等の面積

該当なし

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種類	生物の害					森林火災					その他の害				
	25	26	27	28	29	25	26	27	28	29	25	26	27	28	29
総数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

単位 員数：人、金額：1,000円、面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
森 林 組 合	総数	4組合	7,670	41	137,615	43,821	
	都留市	南都留	2,221	12	35,151	14,526	
	上野原市						
	道志村						
	西桂町						
	大月市	大月市	1,775	4	24,485	10,726	
	上野原市	北都留	1,918	20	41,453	9,939	
	小菅村						
	丹波山村						
	富士吉田市	富士北麓	1,756	5	36,526	8,630	
	忍野村						
	山中湖村						
	富士河口湖町						
	鳴沢村						

(注) 「平成28年度版森林組合現況表」による(山梨県林業振興課調べ)。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	造 林 業	素 材 生 産 業	木材卸売業 (うち素材 市売市場)	木材・木製品製造業		
				製 材 業	そ の 他	
総 数	31	16	1	11	—	
市 町 村 別 内 訳	富 士 吉 田 市	1	1	—	—	—
	都 留 市	7	2	—	1	—
	大 月 市	6	2	1	2	—
	上 野 原 市	4	2	—	2	—
	道 志 村	1	1	—	2	—
	西 桂 町	—	—	—	1	—
	忍 野 村	2	1	—	1	—
	山 中 湖 村	2	1	—	—	—
	鳴 沢 村	3	3	—	2	—
	富 士 河 口 湖 町	4	2	—	—	—
	小 菅 村	1	1	—	—	—
	丹 波 山 村	—	—	—	—	—

(注) 山梨県素材生産協議会名簿（平成29年8月1日現在）、平成30年度労働力調査（平成29年度実績）、平成30年木材関係事業者リスト（平成29年実績）による。

(3) 林業労働力の概況

当計画区の林業就業者の推移については、次のとおりである。

調査年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
労働者数	394	331	410	426

(注) 総務省統計局「国勢調査報告書」による。

(4) 林業機械化の概況

当計画区内における林業機械の保有状況は次のとおりである。

集 材 機	トラクタ	林内作業車	フェラーバンチャ	プロセッサ	ハーベスタ
19	2	0	0	0	4

フォワーダ	タワーヤーダ	スイングヤーダ	スキッダ
4	2	2	0

(注) 山梨県林業振興課業務資料 平成29年3月31日現在

- (5) 作業路網等整備の概況（国有林）
該当なし

4 前期計画の実行状況

- (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 m^3 、実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐
総 数	6	6	—	0	0	—	0	0	—
針 葉 樹	6	6	—	0	0	—	0	0	—
広 葉 樹	0	0	—	—	—	—	0	0	—

- (2) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
—	—	—

- (3) 人工造林・天然更新別面積
該当なし

- (4) 林道の開設及び拡張の数量
該当なし

- (5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画
ア 保安林の種類別面積

単位：ha

種 類	前期計画期首	前期計画期末
総 数 （ 実 面 積 ）	58.66	58.66
水 源 かん 養 の た め の 保 安 林	58.66	58.66

- イ 保安施設地区の面積
該当なし

ウ 治山事業の数量

単位：地区数、実行歩合：%

種 類	治山事業施行地区数		
	計	画	実 行 歩 合
保安林の整備 及び保安施設	—	—	—

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、 工場等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	—	—

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	—	—	—

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha、材積：1,000m³

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	25	89	15	11	—	—	—	—
		針 葉 樹	24	89	15	11	—	—	—	—
		広 葉 樹	1	0	1	—	—	—	—	—
	主 伐	総 数	25	89	15	11	—	—	—	—
		針 葉 樹	24	12	14	11	—	—	—	—
		広 葉 樹	1	0	1	—	—	—	—	—
	間 伐	総 数	—	—	—	—	—	—	—	—
		針 葉 樹	—	—	—	—	—	—	—	—
		広 葉 樹	—	—	—	—	—	—	—	—
造 林 面 積	総 数	—	—	—	—	—	—	—	—	
	人 工 造 林	—	—	—	—	—	—	—	—	
	天 然 更 新	—	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 分期別期首資源表

単位 面積:ha 材積:千m³

区 分		面 積									材 積	
		総 数	1・2 齡 級	3・4 齡 級	5・6 齡 級	7・8 齡 級	9・10 齡 級	11・12 齡 級	13・14 齡 級	15齡級 以 上		
第 I 分期	総 数	505	0	0	0	0	0	147	266	85	115	
	人工林	総数	478	0	0	0	0	7	147	261	63	111
		育成単層林	478	0	0	0	0	7	147	261	63	111
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然林	総数	27	0	0	0	0	0	0	5	22	4
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天然生林		27	0	0	0	0	0	0	5	22	4	
第 III 分期	総 数	58	0	0	0	0	0	0	0	58	15	
	人工林	総数	45	0	0	0	0	0	0	0	45	12
		育成単層林	45	0	0	0	0	0	0	0	45	12
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然林	総数	13	0	0	0	0	0	0	0	13	3
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天然生林		13	0	0	0	0	0	0	0	13	3	
第 V 分期	総 数	14	0	0	0	0	0	0	0	14	4	
	人工林	総数	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		育成単層林	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然林	総数	13	0	0	0	0	0	0	0	13	4
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天然生林		13	0	0	0	0	0	0	0	13	4	
第 VII 分期	総 数	14	0	0	0	0	0	0	0	14	4	
	人工林	総数	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		育成単層林	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然林	総数	13	0	0	0	0	0	0	0	13	4
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天然生林		13	0	0	0	0	0	0	0	13	4	
第 IX 分期	総 数	14	0	0	0	0	0	0	0	14	4	
	人工林	総数	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		育成単層林	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然林	総数	13	0	0	0	0	0	0	0	13	4
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天然生林		13	0	0	0	0	0	0	0	13	4	

(注) 1 齡級を 5 年とし、アラビア数字を用い 1 年生から 5 年生までを 1 齡級、6 年生から 10 年生までを 2 齡級、以下順次 3、4 齡級とする。